

令和6年第2回
利根町議会定例会会議録 第4号

令和6年6月11日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	山崎敬子君	7番	船川京子君
2番	本谷孝君	9番	五十嵐辰雄君
3番	佐藤眞一君	10番	山崎誠一郎君
4番	峯山典明君	11番	大越勇一君
6番	新井邦弘君		

1. 欠席議員

8番 井原正光君

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	中村寛之君
政 策 企 画 課	長	布袋哲朗君
財 政 課	長	木村宜孝君
防 災 危 機 管 理 課	長	亀谷英一君
税 務 課	長	鈴木壮君
住 民 課	長	大津聖二君
福 祉 課	長	服部豊君
子 育 て 支 援 課	長	松永重生君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		勝村健君
生 活 環 境 課	長	雑賀正幸君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		松本浩睦君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		飯島弘君
建 設 課	長	大越正博君
ま ち 未 来 創 造 課 長 補 佐		藤波勝君
会 計 課	長	本谷幸洋君
学 校 教 育 課	長	大越聖之君
生 涯 学 習 課	長	古山栄一君

指 導 課 係 長 野 田 あゆ美 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	記 弓 削 紀 之
書	記 齋 藤 リ マ

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

令和6年6月11日（火曜日）

午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第30号 | 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第2 | 議案第31号 | 利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第3 | 議案第32号 | 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第4 | 議案第33号 | 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第5 | 議案第34号 | 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第6 | 議案第35号 | 令和5年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について |
| 日程第7 | 議案第36号 | 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について |
| 日程第8 | 議案第37号 | 令和6年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について |
| 日程第9 | 議案第38号 | 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第39号 | 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第40号 | 利根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |

- 日程第12 議案第41号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第42号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第43号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第15 議案第44号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第30号
- 日程第2 議案第31号
- 日程第3 議案第32号
- 日程第4 議案第33号
- 日程第5 議案第34号
- 日程第6 議案第35号
- 日程第7 議案第36号
- 日程第8 議案第37号
- 日程第9 議案第38号
- 日程第10 議案第39号
- 日程第11 議案第40号
- 日程第12 議案第41号
- 日程第13 議案第42号
- 日程第14 議案第43号
- 日程第15 議案第44号
- 日程第16 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。8番井原正光議員から都合により欠席という届出がありました。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

町長より本日、追加議案が提出されました。

ここで、追加議案について説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。

本日、追加提出いたしました議案について御説明申し上げます。

議案第44号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第3号）についてで、歳入歳出それぞれ77万3,000円を追加し、総額を73億9,330万6,000円とするものでございます。

本案は、本定例会におきまして一般質問でも取り上げられました農林業近代化施設に係るアスベスト含有調査に係る経費となります。周辺住民の方の安全・安心を考え、なるべく早い時期に調査を実施したく、本定例会において追加議案として上程するものでございます。

詳細につきましては後ほど担当課長より御説明いたします。

○議長（大越勇一君） 次に、議事日程に入る前に、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をたずために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項に、質疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1、議案第30号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第30号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を承認することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第30号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第2，議案第31号 利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから，議案第31号 利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を承認することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第31号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第3，議案第32号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから，議案第32号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

原案を承認することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第32号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第4，議案第33号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから，議案第33号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専

決処分についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を承認することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第33号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第5、議案第34号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

4番 峯山典明議員。

[4番 峯山典明君登壇]

○4番（峯山典明君） 峯山典明です。議案第34号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

改正理由に、賦課限度額及び軽減判定所得基準額の一部を改める必要があることを上げていますが、国の国民健康保険に対する国庫補助金が年々減ってきています。国の国民健康保険に対する国庫補助は、令和2年度が3兆4,700億円、令和3年度が3兆4,100億円、令和4年度3兆3,600億円、令和5年度3兆2,300億円、令和6年度3兆2,200億円、5年間で2,500億円減っております。

また、老人保健制度が廃止され、後期高齢者支援金賦課額が新設された平成20年度の後期高齢者支援金等賦課額は12万円でした。それが10年後の平成30年度には19万円になり、今回さらに24万円に引き上げられます。賦課限度額超過世帯の割合を1.5%に近づけるよう、段階的に引き上げる方針となっております。

そして、令和6年1月26日に厚生労働省保険局長から都道府県知事宛てで、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について通知されております。通知の第2で改正の内容に触れており、第2の1では、国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を22万円から24万円に引き上げることとしたこと。なお、各市町村においては、これまで同様、それぞれの保険料賦課の実情に応じて引上げ幅や引上げ時期を判断することが可能であることをうたっております。

このように、通知によれば、政令が施行されても各自治体の裁量を認めており、政令どおりに限度額を引き上げなくてもよいとしております。

国は、減らし続けた国庫補助金を増やし、1人当たりの負担を減らすべきと考えます。

以上のことから、反対いたします。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第34号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を承認することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第34号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第6、議案第35号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第35号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を承認することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第35号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第7、議案第36号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第36号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

の専決処分についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を承認することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第36号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第8，議案第37号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

4番 峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） 歳出について質疑させていただきます。

款2 総務費，項1 総務管理費，目1 一般管理費，能登半島地震災害派遣事業について伺います。派遣職員それぞれの派遣期間を伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） それでは、峯山議員の御質疑にお答えいたします。

議案第37号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について、款2 総務費，項1 総務管理費，目1 一般管理費，能登半島地震災害派遣事業の派遣職員のそれぞれの派遣期間についてですが、令和6年4月9日から4月15日まで7日間、石川県鳳珠郡穴水町公費解体申請受付業務に4名、4月14日から4月18日まで5日間、石川県鳳珠郡能登町家屋調査へ1名、4月19日から4月25日まで7日間、石川県輪島市公費解体申請受付業務4名、4月26日から4月30日まで5日間、石川県鳳珠郡能登町家屋調査へ2名、5月11日から5月15日まで5日間、石川県鳳珠郡能登町家屋調査へ2名、5月17日から5月23日まで7日間、石川県輪島市へ公費解体申請受付業務4名派遣しております。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 2回目の質疑をさせていただきます。

こちらの現地で得てきた内容というものは、全職員でなくても、ほかの課の職員、課長、町長は当然としても、情報共有、学習会の機会というのはあるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） 報告は、家屋調査の班は毎日、町長及び防災危機管理課長に作業状況等をメールにより報告しております。帰庁後は、町長に作業した内容など写真等

を基に報告会を実施しております。また、自分の課等でも報告しております。

公費解体申請受付業務の班は、毎日、町長及び生活環境課長に報告しております。帰庁後は、町長に作業した内容など写真等を基に報告会を実施しております。

被災者に寄り添いながら支援を行った、また災害ごみ処理施設視察を行い、請負者から詳細な説明を受け、今後、当町の災害に生かすなどの意見が出ております。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 最後の質疑をさせていただきます。

そちらの内容なんですけれども、一般といいますか、役場の職員以外の方たちへの報告会もしくは学習する機会というものは設ける予定はあるのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 中村総務課長。

○総務課長（中村寛之君） 今のところ、それは考えておりません。

各課でほとんど作業に派遣しておりますので、そこで各課においてこういうことをやってきたということを報告しておりまして、今後はそのことを基に、災害等があった場合に役に立てばということ考えておる状況でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第37号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を承認することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第37号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第9、議案第38号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第38号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第10、議案第39号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

4番 峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） それでは質疑させていただきます。

利根町で該当する施設はどちらになりますか、伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） それでは、峯山議員の御質疑にお答えいたします。

利根町においては、大和幼稚園、二葉幼稚園、布川保育園、文間保育園、東文間保育園、もえぎ野わかば保育園が対象となっております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 2回目の質疑です。こちらで最後の質疑とさせていただきます。

現場レベルでの業務の負担等の増加はありますか。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） お答えいたします。

現在、掲示のほうは入り口の掲示板のほうにしているかと思うんですけれども、それをホームページ等でインターネットを使って公表しなさいということなので、各園ホームページがありますので、そこへ掲載するだけなので、そんなには負担はないかと思えます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第39号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第11、議案第40号 利根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

4番 峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） 質疑させていただきます。

従事する者の業務内容の変化による負担増について伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） それでは、峯山議員の質疑に答弁させていただきます。

今回の改正により、ケアマネジャーの取扱い件数が35件から最大で49件に増加となります。

一方で、ケアマネジャーの負担については、これまで1か月に1回、利用者の居宅を訪問することが義務づけられていたものを、2か月に1回の居宅の訪問に緩和され、利用者の居宅を訪問しない月は、テレビ電話装置等を利用したモニタリングを可能とすることができるようになりました。また、これまで書面で作成・保存しなければならないものが、電磁的記録での作成や保存が可能となっております。

要介護認定者数が増加していくことが予想され、ケアマネジャーの取扱い件数の増加により負担増が懸念されておりますが、ICTの活用やペーパーレス化により負担軽減が図られております。

説明は以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 1人当たりの人数が増えたということなんですけれども、こちら、利用者から今後困っている、問題が起きたというようなことが、苦情なり相談というものが来ることは予想されておりますか。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） あくまでも、このケアマネジャーの最大の件数が49に増えた

ということでございまして、ケアマネジャーが自分で抱える人数をある程度調整できるということがありますので、そこを枠を増やしたからといって苦情が増えるということは想定しておりません。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 最後の質疑をさせていただきます。

今現在、利根町のケアマネジャーの人数、そして最大で何人抱えているか、一番多く抱えている方の人数を伺います。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 今現在の利根町のケアマネジャーの人数というのは、今手元に資料がないのですけれども、町の地域包括支援センターではケアマネジャーが今4名いらっしゃいます。その中で、一番多い直近の4月分の要支援の持っている件数としては、40件ということでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

4番峯山典明議員。

〔4番峯山典明君登壇〕

○4番（峯山典明君） 4番峯山典明です。議案に対して、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

今現在、利根町で最大人数を抱えている方の人数で40名ということですが、やはり1人当たりの人数は減らすべきであって、増やすべきではないと考えております。

最大人数があくまで、規約の中、条例の中で替わるというだけであって、実際に抱える人数が最大45人になるわけではない。自分で調整することは可能だといいますが、今この高齢化率は45%を超える利根町において、今後ますます1人のケアマネジャーの抱える人数というのは増えてくると考えられます。

そうなりますと、介護を必要とされる方たちの相談件数、困っているという声はより多く増えることとなりますので、人数は増やすべきではなく、逆に減らすべきだと私は考えることから、反対とさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第40号 利根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第12、議案第41号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

4番 峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） 質疑させていただきます。

こちら先ほどと同じで、従事する者の業務内容の変化による負担等について伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） それでは、峯山議員の御質問に答えさせていただきます。

介護予防支援に従事するケアマネジャーの負担については、これまで3か月を1期間として、1期間に1回利用者の居宅を訪問することが義務づけられていたものを、2期間6か月に1回の居宅の訪問に緩和され、利用者の居宅を訪問しない1期間3か月は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とすることができるようになりました。また、これまで書面で作成・保存しなければならないものが、電磁的記録での作成や保存が可能となっております。

介護支援と同様に、介護予防支援に従事するケアマネジャー負担増が懸念されておりますが、ICTの活用やペーパーレス化により負担の軽減が図られております。

説明は以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

4番 峯山典明議員。

[4番 峯山典明君登壇]

○4番（峯山典明君） 4番 峯山典明です。反対の立場で、意見を述べさせていただきます。

反対の理由は至ってシンプルで、私のところに、介護を必要とされる方がなかなか訪問に来ていただけないという相談があります。

先ほど申し上げましたが、高齢化率がこれから増え、後期高齢者も増え、より一層困る方が増えると予想される利根町において、やはり自宅に訪問するということは人と人の交流も含め、とても大事なことだと考えます。ICTがいくら発達して活用できるようになったとしても、実際、家を訪問して話を聞く、そして実際、人と人の触れ合い、それをとても楽しみされている方もいらっしゃいます。

以上のことから、反対とさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第41号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第13、議案第42号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

4番 峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） 質疑させていただきます。

歳出について伺います。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、社会福祉関係総務費の委託料、訴訟弁護士委託について伺います。こちらのより詳しい内容、訴訟内容を伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） それでは、峯山議員の御質問にお答えいたします。

訴訟弁護士委託のより詳しい説明、訴訟内容とのことですが、これは令和6年3月12日付で、町内在住の原告から個人情報開示請求に関する件で訴状が提出され、町が町顧問弁護士に代理人弁護を委託したことに伴い、その日当及び旅費実費分の経費を補正予算に計上したものでございます。

訴状の内容につきましては、福祉課の業務に関する個人情報開示で現在訴訟中のため、これ以上の詳細については答弁を控えさせていただきます。

説明は以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 2回目の質疑ですけれども、最後の質疑とさせていただきます。

このような状況になった原因、恐らくお答えするのは難しいかと思いますが、どうしてこのような状況になったのかということの説明をしていただければと思います。答えられる範囲で結構です。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 先ほども申し上げましたとおり、現在訴訟中でございますので、そういった原因についてはお答えできません。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第42号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第14、議案第43号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

4番峯山典明議員。

〔4番峯山典明君登壇〕

○4番（峯山典明君） 4番峯山典明です。議案第43号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、上程された議案書には、規約の一部を別紙のとおり変更することについて協議を求められたのであります。協議を求められておりますので、このような考え方もある、庁内ではこのような意見があると、マイノリティーかもしれませんが、述べさせていただきます。

きます。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー関連法の施行によって、今年12月2日以降は国の方針に基づき、現行の紙の健康保険証が発行されなくなることから、規約にある別表中の用語の整理が必要となり、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものです。

今回の規約変更は、マイナンバーカードと健康保険証のひもづけを前提としたマイナンバーカード保険証利用を医療機関受診の前提とした制度の施行が12月2日に迫っているため、マイナンバーカード保険証を持たない人に発行される資格確認書を広域連合の規約上も位置づけることが必要となっております。

現行の健康保険証が廃止された後、12月2日以降、マイナンバーカード保険証を持っていない人には資格確認書が交付されます。現行の健康保険証に代わるもので、有効期限は5年となっております。現行の健康保険証を廃止するのですから、無保険者をつくらないためにも、資格確認書の発行は当然の責任と対応です。

改定法では、カード取得も保険証とのひもづけについても任意であるにもかかわらず、事実上強制するものです。しかも、現行の健康保険証は廃止するのですから、個人の医療を受ける権利と人権保障にも関わる問題であると考えます。

利根町に暮らす方々からも、紙の健康保険証廃止には反対です、デジタル化は不安が大きいです、せめて紙かカードか選択できるようにしてほしい、医療機関の混乱が心配と、このような声が、相談が寄せられました。マイナンバーカードの取得とカードへの保険証のひもづけは別問題です。

以上のことから議案第43号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、反対いたします。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第43号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第15，議案第44号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第3号）を議題とし，補足説明を求めます。

飯島農業政策課長。

〔農業政策課長兼農業委員会事務局長飯島 弘君登壇〕

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 議案第44号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第3号）について，補足して御説明申し上げます。

本日，追加議案として上程いたしました議案第44号は，先ほど町長より御説明もございましたが，立木にございます農林業近代化施設について使用されております建材等の石綿含有調査及び敷地内，敷地周辺の気中への石綿の飛散状況調査を実施するための補正予算でございます。

現在，施設の利活用に向け，住民説明会を実施したところでございます。その説明会において，石綿に関する問題について，地元の皆様から多数の不安の声や非常に厳しい御指摘もいただきました。近隣住民の方の不安を取り除くためにも，早急な石綿含有の有無に関する分析調査が必要でございますので，追加議案として上程するものでございます。

それでは，内容について御説明いたします。

議案書7ページを御覧ください。

初めに，歳入について御説明いたします。

款18繰入金，項1基金繰入金，目1財政調整基金繰入金は77万3,000円を増額するもので，この後御説明いたします歳出の財源に充当するものでございます。

8ページを御覧ください。

次に，歳出について御説明いたします。

款5農林水産業費，項1農業費，目5農地費は77万3,000円を増額するもので，内訳でございますが，節11役務費は7万1,000円を増額するものでございます。こちらは，立木にございます農林業近代化施設の敷地内及び敷地周辺の気中に石綿が飛散していないかを調査するための分析調査手数料でございます。農林業近代化施設の境界付近4か所に観測点を設け，気中への石綿の飛散状況について測定をするものでございます。

続きまして，節12委託料は70万2,000円を増額するものでございます。こちらにも，立木にございます農林業近代化施設に使用されております建材等に石綿が含まれているか調査・分析をするためのものでございます。

内訳でございますが，説明欄を御覧ください。

石綿含有事前調査業務委託22万9,000円は，建築物等の改修・解体などを行う際に義務づけられております石綿含有の有無について，事前調査を行うものでございます。事前調査は，設計図書等の文書による調査と目視による調査の両方を行い，石綿が含まれている建材等を特定していただくものでございます。近隣住民の方の不安を解消するため，石綿

含有事前調査を実施し、石綿が含まれている箇所を特定していただくことにより、検体の採取箇所を適切に選定いたします。

次に、石綿含有分析調査業務委託47万3,000円は、石綿含有事前調査の結果に基づき検体を採取し、石綿含有の有無を分析調査するものでございます。

調査結果につきましては、町公式ホームページに掲載する予定でございます。

議案第44号の補足説明は以上です。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

2番本谷 孝議員。

○2番（本谷 孝君） 追加議案第44号、農林業近代化施設調査に関しましての質疑をさせていただきます。

今、課長のほうから丁寧な御説明をいただきまして、建物周辺、それから土壌のところも検査していただけるということも伺って、少し気持ちが楽になりました。安堵しました。

建物の中のことですが、その辺は目視で専門家の方がいろいろ、どこを検査するというのを判断されるということですが、こういう事例がございました。昨日です、私の知人ですが、一般の住宅あるいはマンションを所有していたもの、それから某施設を経営していたものがその施設を解体しなくてはいけないということで、どんな検査をしたんですかということ伺ったんですけれども、かなり高額だったんです。今の数十万円で検査ということなんですけれども、やはりこの心配です。地域住民の方並びにこういった飛散するというこの心配があるアスベストということで、本当はかなり神経を使わなくてはならない事案だと思っております、特に前年度3月です。このときに目撃者の証言によりますと、粉じんが舞っていたと。その粉じんは何の粉じんかというところ、恐らくコンクリート部分の粉じんではないかというようなことを何度も心配されて、御相談をいただいております。

ということなので、その辺をもうちょっと詳しく、それから費用のところからいくと、もっと費用がかかるのではないかとということも個人的にも思ったりしていたものですから、その辺、補足説明等をいただけたらと思います。

○議長（大越勇一君） 本谷 孝議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） まず、事前調査についてですが、こちらは石綿が含まれている建材等を特定するために設計図書の文書による調査と目視による調査の両方を行い、石綿が含まれている建材等を特定し、報告書を作成していただきます。その調査結果を基に、石綿の含有分析調査を実施します。

あと、ほこりが舞っていたというお話ですけれども、気中というか、空気中にそういうものが飛散していたかどうかというのは調査しておりませんので、分からない状況だと思

いますが、先ほど御説明したように、今後は、気中調査ですか、敷地境界付近にそういう観測点を設けて、気中に石綿が飛散しているか、それを調べていきたいと思えます。

○議長（大越勇一君） 本谷 孝議員。

○2番（本谷 孝君） 質疑の2回目に移らせていただきます。

今回、佐々木町長がずっと懸案事項でこの施設を本当に気にされていらっしゃって、それでやっとの思いでそういった業者の方が引き受けていただいたというようなお話で、佐々木町長の御苦勞も察しますし、それを引き受けようということで申し出ていただいた業者の方のお気持ちもありがたいと思う反面、やはりまだまだ心配することもあるということで今回のこういった流れになったと思ひまして、その点につきましてはありがたい、評価はしたいんですが、やっぱりどちらかといえば、この後出しじゃんけん、もういろいろ済んでしまったとか、そういうふうにならないように思っておりまして、実際、佐々木町長はこの現地は御確認されていますでしょうか。

○議長（大越勇一君） 予算の質疑ですから、本谷議員、予算に関連する質疑をしてください。

本谷議員。

○2番（本谷 孝君） 失礼しました。予算に関してということなので、今回の件は先ほど申し上げたように、そのぐらいの費用で本当に収まってしまうのかというのが心配をされておりましたので、質疑させていただきました。あとは、討論でしたいと思います。

○議長（大越勇一君） ほかに質疑はありませんか。

4番峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） 質疑させていただきます。幾つか質疑させていただきます。

まず、一つ目に、事前調査分析調査の委託先はどちらでしょうか。

二つ目に、調査費用の予算計上が今定例会になった理由。

三つ目が、二つ目の質疑と重なる部分がありますが、追加議案となった理由。

そして最後、四つ目に、専決処分ですぐに調査することは検討されなかったのかどうか。

以上、4点伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） それでは御質疑にお答えします。

事前調査の委託先ですけれども、こちら補正予算のほうが可決されましたら、今度契約という形、業者選定という形になりますので、今のところ委託先は決まっておられません。

次に、何で今回補正予算を計上したのかということでございますが、本来であれば当初予算に計上し、実施すべきものであったと思ひます。そのため、近隣の住民の方には大変御迷惑をおかけしたこと、深くおわび申し上げます。先ほど補足説明でも申し上げました

が、先般実施しました説明会において、石綿に関する多数の不安な声や厳しい御指摘もいただきました。近隣住民の方の不安を取り除くために、早急な石綿含有の有無に関する分析調査が必要でございますので、追加議案として上程いたしました。

何で追加議案かという御質疑ですけれども、今、答弁したことと同じになります。

専決処分で予算をというお話ですけれども、専決処分ではなく、今回の追加議案でさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） それでは、予算を編成しました財政課の立場からお答えのほうをさせていただきます。

今、農業政策課長のほうからお話がありましたとおり、本定例会において追加議案として上程させていただいているわけですが、5月25日に文化センターのほうで行われました住民説明会のほうで、石綿の含有調査につきまして住民の方より非常に強い懸念がございました。行政といたしましても、その不安払拭のためにできる限りのことをさせていただきたいということで、その場でお答えをさせていただきました。

既に、5月25日の時点で本定例会に上程いたします補正予算（第2号）のほうは素案が固まっておりますので、その中に盛り込むことは事実上できない形で、今回第3号という形で追加議案として上程させていただいております。

専決処分というお話でございますが、専決処分でも可能ではございますが、一番急いでやる場合には専決処分ということが一番手っ取り早いのかなということではあるんですけれども、先ほど本谷議員のほうからもお話がありましたとおり、事後になってしまいますと、やっちゃってから御報告というような形よりは、追加議案という形で、議員の皆様にお手数をかける形にはなってしまいますが、本定例会で上程させていただくことで、議員の皆様にも、そしてこの議会を傍聴されている町民の方へも御説明をしっかりと議会ですべてさせていただいて、予算執行させていただく形が一番好ましいのかなということで、今回財政課のほうで追加議案を提出するという形で判断させていただきました。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 2回目の質疑をさせていただきます。

こちら5月25日の説明会でというお話だったんですけれども、実際4月18日に2回説明会が開かれて、5月25日は3回目だったわけですが、この調査を行うことを決めたのは、5月25日の説明会を受けて、5月25日の説明会后ということで合っておりますか。

二つ目として、こちらは国の補助金で建てられた施設になりますが、今現在の所有者、これは利根町で合っておりますか。

以上です。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 先ほど、説明会4月18日のときも実施しまして、その後やはりやるべきであろうということで、業者のほうに見積り等を取って、そのときは大体12か所ぐらいだろうというお話だったんですが、そうではなくて、先ほど言ったように、きちんと事前調査をして、その設計図と目視による、そちらの検査をしたほうが確実であるため、やることはもう4月18日に決めていたんですけれども、やはりそういう確実な方法がいいと思いますので、そのほうが住民の方の不安もなくなると思いますので、そういう形にさせていただきました。

所有は現在、利根町となっております。

○議長（大越勇一君） ほかに質疑はありませんか。

3番佐藤眞一議員。

○3番（佐藤眞一君） 議案第44号議案に関しまして、御質問いたします。

まず、第一に、住民に説明会を4月18日に行いましたけれども、もう数か月も前に分かっていたと思うんですけれども、なぜ早く住民説明会を行わなかったのかと、それが第1点。

それから、第2点目は、町民への説明会で2回行いましたけれども、特に第2回の説明会で厳しい意見が出た後で、アスベスト調査にやっと取り組むことになりました。順番が逆ではないかと。その辺についてお伺いします。

それから、第3点目、説明会をやった後にごみ処理業者と契約をして、さっさと清掃を行いました。慎重さに欠けたのではないかと。もし万一のことが起こった場合に、これは検査後、最悪の場合が想定された場合に、誰が責任を取るんでしょうか。

それから、第4点目としましては、これはある町民の方から聞いた話ではありますが、今回町でもアスベスト調査をやる予定になっておりますけれども、県のほうも今週の金曜日、6月14日に行う予定になっておりますけれども、その理由は何でしょうか。それで、なぜ町でもやり、県でもやるのでしょうか。そして、その違いは何でしょうか。それから、先ほど町でやる調査の内容についての説明をお伺いしましたけれども、県でやる調査の内容はどういうことになっているんでしょうか。

以上についてお伺いします。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） まず、一つ目の住民説明会の件ですが、もっと早くに分かっていたのになぜ4月18日にやったかというお話ですが、こちら3月19日に利活用事業者と最終の協議をして、利活用事業者の協議を始めたのが3月19日で、その後、やはり皆様に御説明する必要があるということで、1か月後の4月18日に住民説明会を行いました。

5月25日の住民説明会のときに厳しい御意見をいただいて、アスベストの調査をするこ

とを決定したのかというお話でしたけれども、先ほども言いましたとおり、4月18日の住民説明会のときにそういった御指摘をいただき、調査することを決めましたが、きちんと事前調査を実施して、きちんとした場所を選定したほうが住民の方の不安がなくなると思っていますので、そういった形にさせていただきました。

ごみ処理についてですけれども、ごみ処理につきましては、施設内の産業廃棄物の処理ということでさせていただいております。業務内容ですが、施設内に散乱している廃棄物の処理で、プラスチックケース、ガラス、木くず、陶器類、ペットボトル、空き缶など施設外から持ち込まれたごみを含めて処分いたしました。しかし、その廃棄物には、施設内に人が立ち入り破損されたと思われる壁等の一部が含まれてございました。処分していただいた廃棄物は木くず、廃プラスチック類、陶器類の産業廃棄物と、アスベストが含まれる可能性の有無にかかわらず、全ての建材を石綿含有産業廃棄物として処理していただいております。ですから、今回お願いした清掃業者は、建物に関する知識のある総合建物解体工事業者で、産業廃棄物収集運搬の許可も持っておりますので、適切にそのごみは処分していただきました。

県の調査につきましては、県の職員の方が機械を持ってきていただいて、それで測るといような形ですので、今回補正予算で提出したものと違う調査になります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 最後の質問なんですけれども、県とは違うということですが、どのように違うんでしょうか。その内容について、分かっている範囲で教えていただければと思います。

○議長（大越勇一君） 飯島農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） すみません、はっきり県の方と私はお話ししてなくて、報告を受けただけなので、少し違ったら申し訳ございません。

県のほうで機械を持ってきていただいて、例えばですけれども、壁とかにその機械を近づけて、それでアスベストが入っているか、入っていないか、それを調査するというような形と聞いております。

○議長（大越勇一君） ほかに質疑はありませんか。

質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

2番本谷 孝議員。

〔2番本谷 孝君登壇〕

○2番（本谷 孝君） 2番本谷でございます。

この説明会は、すごく私は評価しています。やっぱりオープンにするということが非常

に大切に、説明会ということで繰り返しやっけていただいている、これは課長を中心に私はすごい評価していますし、やっぱり隠されているというところとか、どこかで密室で決められているとか、個々に対応されてしまうというのが、やっぱり町民の方は非常に不信感を募らせてしまう一番の原因になるので、すごく評価しています。

ただ反面、気になっているところが二、三ございますので、その点につきまして述べさせていただきます。

今回の検査です。これ本当にそういった扱いをされる方の石綿に関する扱いをする作業の方、この資格を取るためのテキストなどを読みますと、あまりにも慎重な、本当に深刻な本当に細かく取決めがございます。ですから、今回も湿気が多いときと多くないときでは、乾燥しているときとそうではないときでは、また数値も変わってきてしまうんです。やっぱり調べていただくなら徹底的に調べていただきたいのが、地域住民の皆さんのお気持ちだと思います。皆さん、自分のこととして考えていただきたいです。自分のこととしてというところがございます。

あと、もう1点気になるのは、30年以上もそのままに風化状態、廃墟状態に近いような、先日の一般質問でも写真を皆様に見ていただきましたが、あのような状態です。もう解体をしたような状態になっているだけではなく、骨組み自体も腐り始めている、いわゆるさびが発生しているという場所もございますということで、それを本当に今回改修して、せっかく良識ある業者の方にそれをお渡ししてしまうというところの常識外れといえますか、それは違うのではないのと。

逆に考えてほしいです。自分のこととして考えてほしいです。利根のほうのこれで、事業をやってみようと。きくらげを栽培してみようという業者の方の立場になってもらいたいです。それをやりましたと。ところが、また途中でいろいろ建物が傷んでしまったと。償還期間が25年あるということですが、その償還期間の前にやっぱり止めたと、撤退しますと。たしか5年契約、5年更新ということなので、あつということに撤退されてしまったら、また同じような状況になる可能性がございます。そのときはもうアスベストはないのかもしれませんが、この腐食した、そういった骨組みです。腐食が数年で始まりそうな骨組みです。これはやっぱり、そのまま業者の方にお渡しするというのは非常に失礼に当たるのではないかと、本当に思っています。

やっぱり使わないよりは使っていただいたほうがいい、これは当然です。当然ですが、その辺のところをその業者の方の立場、あるいは地域住民の方の立場、お気持ち、これを考えると、この件につきましては、今回の検査はもちろんやるべきでしょう。というか、やらなければ駄目です。本来はもっと早く皆さんにお知らせして、やっぱりいろいろやらなくてはいけなかったことだと思いますので、ということで、最も懸念されるころ、これを一つずつ取り払いながら、地域の皆さんに安心感を与えていただきたいと。

それから、今回ホームページで公表するということですが、やっぱりそこは当然

ですけれども、数値の公表、それからこういった住民への説明会、やっぱりオープンにすることが必要で、それが利根町の信頼、行政への信頼回復、ここにつながっていくと考えますので、私の賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

4番峯山典明議員。

〔4番峯山典明君登壇〕

○4番（峯山典明君） 4番峯山典明です。賛成の立場で、意見を述べさせていただきます。

当初予算に計上される、もしくは専決処分であれば、最初の説明会から約2か月たっていますので、今頃もう調査は終わっているのかなと思っております。

ただし、アスベスト調査はやらなければいけないので、今回の予算案に関しては賛成させていただきます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

3番佐藤眞一議員。

〔3番佐藤眞一君登壇〕

○3番（佐藤眞一君） 佐藤眞一です。本議案第44号議案に、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

やはり、今回の検査はやらなくてはいけないというのがもう大前提になりますので、そういう意味でも賛成いたします。

ただ、先ほども厳しい意見を申し上げましたけれども、今後このようなことの起こらないように、今回のことをきっかけとして執行部のほうも反省していただきたいと、そのように存じます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第44号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。再開を11時25分とします。

午前11時14分休憩

午前11時25分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第16、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から所管・所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載した所管・所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

この申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） ここで、龍ヶ崎地方衛生組合に属する議員から報告について発言を求められておりますので、これを許します。

龍ヶ崎地方衛生組合議会報告について、峯山典明議員。

[龍ヶ崎地方衛生組合議会議員峯山典明君登壇]

○龍ヶ崎地方衛生組合議会議員（峯山典明議員） 4番峯山典明です。

龍ヶ崎地方衛生組合議会の活動報告をさせていただきます。

利根町議会からは、私、峯山典明と井原正光議員が出席しております。

龍ヶ崎地方衛生組合では、令和6年5月17日に全員協議会、5月27日に組合議会臨時会及び全員協議会が開催されました。

まず、5月17日全員協議会では、組合議会臨時会提出議案や今年度の行政視察等について協議いたしました。

次に、5月27日開催の組合議会臨時会であります。

初めに、議会の人事案件、副議長選挙が行われ、指名推選により牛久市の黒木のぶ子議員が副議長に就任されました。

次に、議案第1号 令和6年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号）です。こちらは、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,985万9,000円とするもので、全会一致で可決されました。

次に、報告第1号 令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書につ

いてですが、前年度から衛生費の1,511万2,000円が繰越しとなる旨報告がありました。

臨時会終了後に開催された全員協議会では、前回に引き続き、今年度の組合議会行政視察研修についての協議が行われ、視察地や視察日程等の選定について議長、副議長及び事務局へ一任することです承されております。

なお、私は質疑として、行政視察を行う目的について質疑いたしました。

これからも周辺環境の保全に努め、公害のない社会構築を目指す龍ヶ崎地方衛生組合の管理運営をしっかりと確認していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

○議長（大越勇一君） 最後に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 令和6年第2回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

6月3日から本日まで、通算9日間にわたり行われました本定例会もここに全日程を終了し、閉会を迎えることとなりました。

議員の皆様方には慎重なる御審議をいただきました結果、御提案をしました案件全て原案のとおり可決並びに御承認をいただきましたことに、心より厚く御礼申し上げます。

本定例会の会期中、一般質問、また議案審議の過程で議員の皆様からいただきました御意見や御提言につきましては、真摯に受け止め、今後の町政に生かしてまいりたいと考えております。

今年は平年より遅い梅雨入りとなるとのことですが、梅雨の時期は大雨による災害の発生しやすい時期でもあります。町といたしましては、状況に応じて万全の体制を取り、災害への対応に備えておりますが、日頃から一人一人が防災意識を高めておくことが大切でございます。

議員の皆様にはより一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。9日間、大変御苦勞さまでございました。

○議長（大越勇一君） 発言が終わりました。

○議長（大越勇一君） 以上で本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和6年第2回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和6年第3回定例会は、9月2日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

議員の皆様にご連絡申し上げます。

11時35分から全員協議会を開催しますので、全員協議会室にお集まりください。

午前11時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 大越 勇一

署名議員 峯山 典明

署名議員 新井 邦弘